

避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果

災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、平成 26 年 4 月に施行されました。

この度、平成 28 年 4 月 1 日現在における各市町村の取組状況について調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。

本調査を受け、本日、消防庁及び内閣府では、避難行動要支援者名簿の早期作成、提供を進めるよう通知を発出いたします。

1 制度概要

平成 25 年の災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、以下のことが市町村の取組みとして規定された。

- (1) 地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成すること。
- (2) 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、都道府県警察、民生委員等へ名簿情報を提供すること。

2 調査内容

- (1) 地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成状況
- (2) (1)に掲載する対象者
- (3) 平常時における名簿情報の提供先 等

3 調査時点

平成 28 年 4 月 1 日現在

- [調査結果の詳細（市町村別の状況）](#)及び[各市町村における避難行動要支援者の避難行動支援の担当部署](#)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課
田中災害対策官、和田防災企画係長、渡部事務官
Tel 03-5253-7525 (直通) Fax 03-5253-7535

(参考)

【避難行動要支援者】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

【避難行動要支援者名簿】

地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿

【避難支援等関係者】

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)抜粋

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

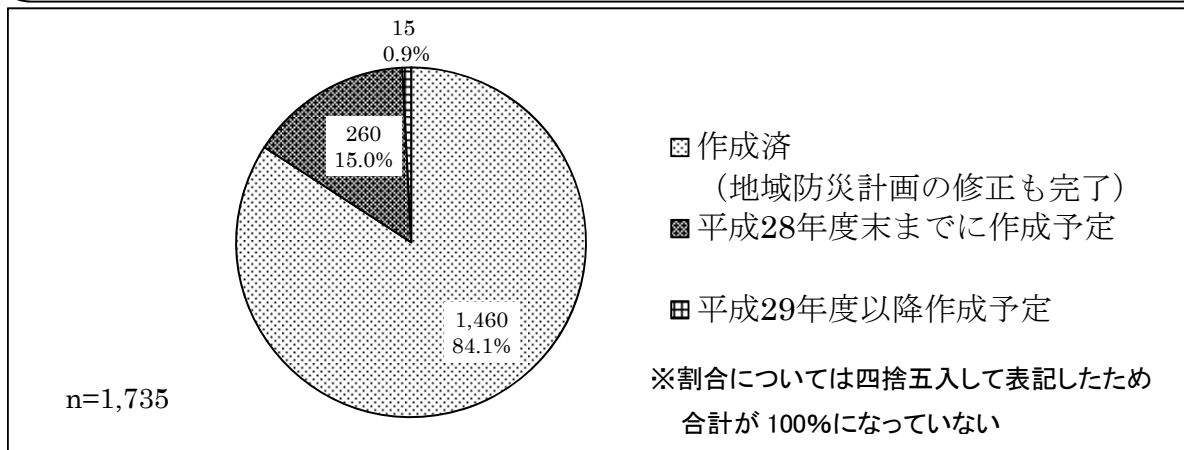
＜調査結果の概要＞

1 避難行動要支援者名簿の作成状況

・平成28年4月1日現在で、調査対象市町村(1,735市町村[※])のうち84.1%(1,460市町村)が作成済 [平成27年4月比 +31.9ポイント(+554市町村)]

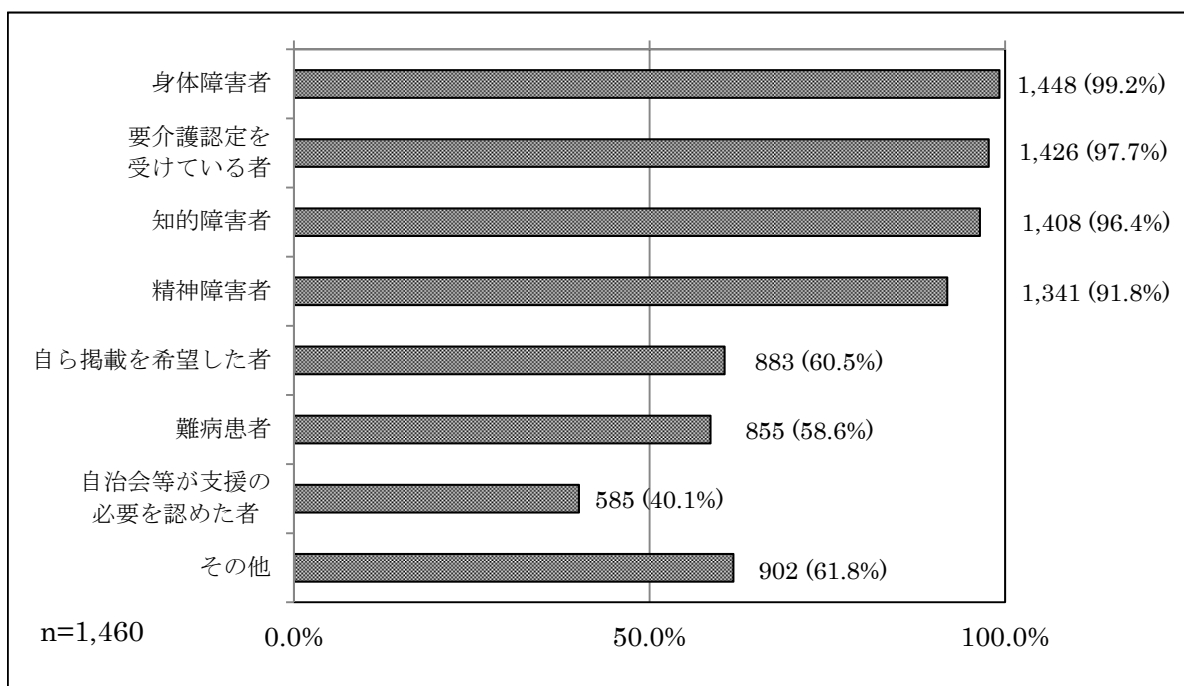
※平成28年4月1日時点で全域が避難指示の対象となっていた6町村を除く

・平成28年度末までに調査対象市町村の99.1%(1,720市町村)が作成済となる予定



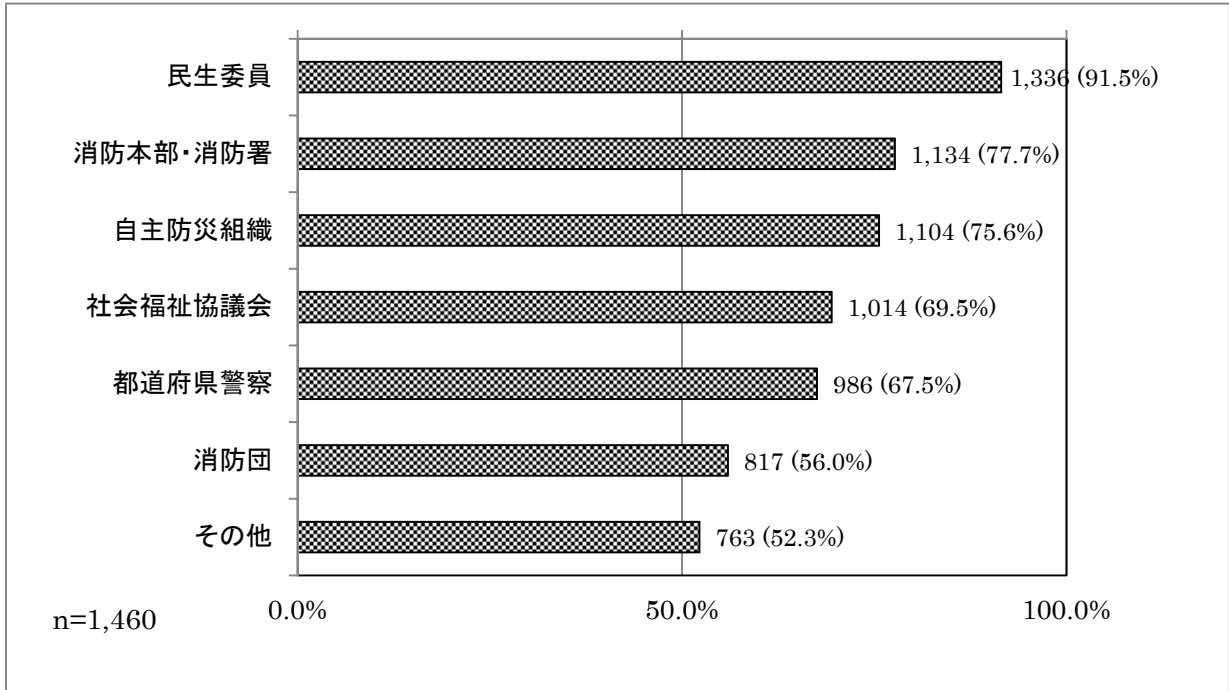
2 避難行動要支援者名簿に掲載する者

・名簿作成済の1,460市町村のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている市町村は99.2%と最も多く、以下、要介護認定を受けている者97.7%、知的障害者96.4%の順に多い



3 平常時における名簿情報の提供先

- ・名簿作成済の 1,460 市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体は91.5%と最も多く、以下、消防本部・消防署 77.7%、自主防災組織 75.6%の順に多い



【都道府県別】

1 避難行動要支援者名簿の作成状況

都道府県	調査 全市町村数 a	平成27年4月1日 作成済 b		平成28年4月1日 現在作成済 b		平成28年度末 までに作成予定 c		平成28年度末 作成済 d		平成29年度以降 作成予定 e	
		市町村数	b/a	市町村数	b/a	市町村数	c/a	市町村数	d/a	市町村数	e/a
		北海道	179	84	46.9%	139	77.7%	38	21.2%	177	98.9%
青森県	40	14	35.0%	25	62.5%	15	37.5%	40	100.0%	0	-
岩手県	33	11	33.3%	27	81.8%	6	18.2%	33	100.0%	0	-
宮城県	35	23	65.7%	32	91.4%	3	8.6%	35	100.0%	0	-
秋田県	25	6	24.0%	24	96.0%	1	4.0%	25	100.0%	0	-
山形県	35	18	51.4%	26	74.3%	9	25.7%	35	100.0%	0	-
福島県	53	52	98.1%	53	100.0%	0	-	53	100.0%	0	-
茨城県	44	15	34.1%	27	61.4%	17	38.6%	44	100.0%	0	-
栃木県	25	8	32.0%	19	76.0%	5	20.0%	24	96.0%	1	4.0%
群馬県	35	14	40.0%	26	74.3%	9	25.7%	35	100.0%	0	-
埼玉県	63	27	42.9%	54	85.7%	9	14.3%	63	100.0%	0	-
千葉県	54	27	50.0%	39	72.2%	14	25.9%	53	98.1%	1	1.9%
東京都	62	21	33.9%	43	69.4%	15	24.2%	58	93.5%	4	6.5%
神奈川県	33	16	48.5%	21	63.6%	10	30.3%	31	93.9%	2	6.1%
新潟県	30	14	46.7%	21	70.0%	6	20.0%	27	90.0%	3	10.0%
富山県	15	10	66.7%	14	93.3%	1	6.7%	15	100.0%	0	-
石川県	19	7	36.8%	16	84.2%	2	10.5%	18	94.7%	1	5.3%
福井県	17	12	70.6%	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%	0	-
山梨県	27	11	40.7%	22	81.5%	5	18.5%	27	100.0%	0	-
長野県	77	33	42.9%	64	83.1%	13	16.9%	77	100.0%	0	-
岐阜県	42	30	71.4%	42	100.0%	0	-	42	100.0%	0	-
静岡県	35	28	80.0%	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%	0	-
愛知県	54	30	55.6%	47	87.0%	7	13.0%	54	100.0%	0	-
三重県	29	9	31.0%	22	75.9%	7	24.1%	29	100.0%	0	-
滋賀県	19	13	68.4%	19	100.0%	0	-	19	100.0%	0	-
京都府	26	26	100.0%	26	100.0%	0	-	26	100.0%	0	-
大阪府	43	22	51.2%	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%	0	-
兵庫県	41	23	56.1%	37	90.2%	4	9.8%	41	100.0%	0	-
奈良県	39	6	15.4%	23	59.0%	16	41.0%	39	100.0%	0	-
和歌山県	30	28	93.3%	30	100.0%	0	-	30	100.0%	0	-
鳥取県	19	5	26.3%	12	63.2%	7	36.8%	19	100.0%	0	-
島根県	19	7	36.8%	17	89.5%	2	10.5%	19	100.0%	0	-
岡山県	27	11	40.7%	27	100.0%	0	-	27	100.0%	0	-
広島県	23	12	52.2%	23	100.0%	0	-	23	100.0%	0	-
山口県	19	13	68.4%	18	94.7%	1	5.3%	19	100.0%	0	-
徳島県	24	13	54.2%	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%	0	-
香川県	17	15	88.2%	17	100.0%	0	-	17	100.0%	0	-
愛媛県	20	16	80.0%	20	100.0%	0	-	20	100.0%	0	-
高知県	34	34	100.0%	34	100.0%	0	-	34	100.0%	0	-
福岡県	60	23	38.3%	60	100.0%	0	-	60	100.0%	0	-
佐賀県	20	11	55.0%	15	75.0%	5	25.0%	20	100.0%	0	-
長崎県	21	7	33.3%	19	90.5%	2	9.5%	21	100.0%	0	-
熊本県	45	36	80.0%	43	95.6%	2	4.4%	45	100.0%	0	-
大分県	18	9	50.0%	18	100.0%	0	-	18	100.0%	0	-
宮崎県	26	8	30.8%	18	69.2%	7	26.9%	25	96.2%	1	3.8%
鹿児島県	43	19	44.2%	36	83.7%	7	16.3%	43	100.0%	0	-
沖縄県	41	29	70.7%	36	87.8%	5	12.2%	41	100.0%	0	-
合計	1,735	906	52.2%	1,460	84.1%	260	15.0%	1,720	99.1%	15	0.9%

【都道府県別】

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者

都道府県	作成済 市町村 数 b	要介護認定を 受けている者 f		身体障害者 g		知的障害者 h		精神障害者 i		難病患者 j		自治会等が支 援の必要を認 めた者 k		自ら掲載を希 望した者 l		その他 m	
		市町村数	f/b	市町村数	g/b	市町村数	h/b	市町村数	i/b	市町村数	j/b	市町村数	k/b	市町村数	l/b	市町村数	m/b
		北海道	139	138	99.3%	139	100.0%	129	92.8%	130	93.5%	63	45.3%	42	30.2%	68	48.9%
青森県	25	25	100.0%	25	100.0%	24	96.0%	22	88.0%	17	68.0%	10	40.0%	15	60.0%	20	80.0%
岩手県	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	24	88.9%	17	63.0%	12	44.4%	14	51.9%	19	70.4%
宮城県	32	32	100.0%	32	100.0%	31	96.9%	31	96.9%	20	62.5%	19	59.4%	22	68.8%	16	50.0%
秋田県	24	23	95.8%	23	95.8%	22	91.7%	22	91.7%	14	58.3%	12	50.0%	16	66.7%	17	70.8%
山形県	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	21	80.8%	9	34.6%	18	69.2%	15	57.7%	17	65.4%
福島県	53	52	98.1%	53	100.0%	53	100.0%	51	96.2%	42	79.2%	25	47.2%	18	34.0%	29	54.7%
茨城県	27	26	96.3%	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	12	44.4%	13	48.1%	25	92.6%	12	44.4%
栃木県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	11	57.9%	5	26.3%	16	84.2%	14	73.7%
群馬県	26	25	96.2%	26	100.0%	25	96.2%	21	80.8%	14	53.8%	7	26.9%	20	76.9%	10	38.5%
埼玉県	54	52	96.3%	53	98.1%	52	96.3%	51	94.4%	32	59.3%	13	24.1%	34	63.0%	43	79.6%
千葉県	39	39	100.0%	39	100.0%	38	97.4%	38	97.4%	19	48.7%	7	17.9%	27	69.2%	31	79.5%
東京都	43	43	100.0%	43	100.0%	41	95.3%	29	67.4%	16	37.2%	3	7.0%	26	60.5%	24	55.8%
神奈川県	21	20	95.2%	21	100.0%	20	95.2%	18	85.7%	6	28.6%	5	23.8%	17	81.0%	14	66.7%
新潟県	21	21	100.0%	21	100.0%	20	95.2%	15	71.4%	15	71.4%	2	9.5%	12	57.1%	9	42.9%
富山県	14	13	92.9%	13	92.9%	12	85.7%	10	71.4%	7	50.0%	10	71.4%	9	64.3%	6	42.9%
石川県	16	16	100.0%	16	100.0%	16	100.0%	13	81.3%	0	-	6	37.5%	13	81.3%	15	93.8%
福井県	13	13	100.0%	13	100.0%	13	100.0%	12	92.3%	6	46.2%	9	69.2%	12	92.3%	12	92.3%
山梨県	22	21	95.5%	22	100.0%	22	100.0%	21	95.5%	14	63.6%	10	45.5%	13	59.1%	13	59.1%
長野県	64	60	93.8%	60	93.8%	60	93.8%	60	93.8%	41	64.1%	26	40.6%	26	40.6%	31	48.4%
岐阜県	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	38	90.5%	13	31.0%	20	47.6%	27	64.3%	28	66.7%
静岡県	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	29	87.9%	27	81.8%	19	57.6%	27	81.8%	18	54.5%
愛知県	47	46	97.9%	46	97.9%	45	95.7%	40	85.1%	25	53.2%	8	17.0%	26	55.3%	33	70.2%
三重県	22	21	95.5%	21	95.5%	21	95.5%	21	95.5%	11	50.0%	6	27.3%	12	54.5%	11	50.0%
滋賀県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	16	84.2%	10	52.6%	17	89.5%	13	68.4%
京都府	26	26	100.0%	26	100.0%	25	96.2%	25	96.2%	10	38.5%	10	38.5%	15	57.7%	19	73.1%
大阪府	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	40	95.2%	24	57.1%	7	16.7%	33	78.6%	27	64.3%
兵庫県	37	35	94.6%	37	100.0%	36	97.3%	35	94.6%	20	54.1%	18	48.6%	22	59.5%	17	45.9%
奈良県	23	22	95.7%	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	13	56.5%	6	26.1%	8	34.8%	15	65.2%
和歌山県	30	30	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	30	100.0%	28	93.3%	14	46.7%	25	83.3%	24	80.0%
鳥取県	12	11	91.7%	12	100.0%	11	91.7%	11	91.7%	9	75.0%	2	16.7%	6	50.0%	8	66.7%
島根県	17	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	9	52.9%	7	41.2%	11	64.7%	13	76.5%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%	26	96.3%	15	55.6%	16	59.3%	10	37.0%
広島県	23	23	100.0%	23	100.0%	22	95.7%	21	91.3%	10	43.5%	7	30.4%	15	65.2%	18	78.3%
山口県	18	16	88.9%	18	100.0%	17	94.4%	18	100.0%	4	22.2%	7	38.9%	7	38.9%	13	72.2%
徳島県	21	20	95.2%	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%	13	61.9%	9	42.9%	9	42.9%	19	90.5%
香川県	17	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	17	100.0%	14	82.4%	8	47.1%	14	82.4%	14	82.4%
愛媛県	20	17	85.0%	20	100.0%	19	95.0%	17	85.0%	11	55.0%	7	35.0%	10	50.0%	14	70.0%
高知県	34	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	31	91.2%	11	32.4%	14	41.2%	25	73.5%
福岡県	60	58	96.7%	59	98.3%	54	90.0%	53	88.3%	28	46.7%	33	55.0%	41	68.3%	35	58.3%
佐賀県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	6	40.0%	6	40.0%	11	73.3%
長崎県	19	16	84.2%	17	89.5%	17	89.5%	17	89.5%	7	36.8%	6	31.6%	11	57.9%	11	57.9%
熊本県	43	41	95.3%	43	100.0%	42	97.7%	41	95.3%	32	74.4%	26	60.5%	32	74.4%	24	55.8%
大分県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	17	94.4%	12	66.7%	11	61.1%	12	66.7%	7	38.9%
宮崎県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	15	83.3%	11	61.1%	9	50.0%	6	33.3%
鹿児島県	36	36	100.0%	36	100.0%	31	86.1%	30	83.3%	32	88.9%	24	66.7%	20	55.6%	12	33.3%
沖縄県	36	35	97.2%	36	100.0%	35	97.2%	34	94.4%	25	69.4%	23	63.9%	20	55.6%	21	58.3%
合計	1,460	1,426	97.7%	1,448	99.2%	1,408	96.4%	1,341	91.8%	855	58.6%	585	40.1%	883	60.5%	902	61.8%

【都道府県別】

3 平常時における名簿情報の提供先

都道府県	作成済 市町村 数 b	消防本部 ・消防署		消防団		都道府県 警察		民生委員		自主防災 組織		社会福祉 協議会		その他	
		n		o		p		q		r		s		t	
		市町村数	n/b	市町村数	o/b	市町村数	p/b	市町村数	q/b	市町村数	r/b	市町村数	s/b	市町村数	t/b
北海道	139	117	84.2%	76	54.7%	100	71.9%	114	82.0%	83	59.7%	101	72.7%	84	60.4%
青森県	25	20	80.0%	15	60.0%	17	68.0%	23	92.0%	13	52.0%	17	68.0%	13	52.0%
岩手県	27	25	92.6%	19	70.4%	18	66.7%	25	92.6%	22	81.5%	24	88.9%	14	51.9%
宮城県	32	27	84.4%	13	40.6%	16	50.0%	30	93.8%	24	75.0%	24	75.0%	21	65.6%
秋田県	24	23	95.8%	11	45.8%	23	95.8%	20	83.3%	15	62.5%	20	83.3%	13	54.2%
山形県	26	20	76.9%	12	46.2%	18	69.2%	24	92.3%	23	88.5%	17	65.4%	12	46.2%
福島県	53	49	92.5%	45	84.9%	44	83.0%	50	94.3%	40	75.5%	43	81.1%	23	43.4%
茨城県	27	23	85.2%	18	66.7%	19	70.4%	26	96.3%	19	70.4%	21	77.8%	11	40.7%
栃木県	19	16	84.2%	4	21.1%	10	52.6%	15	78.9%	11	57.9%	8	42.1%	7	36.8%
群馬県	26	24	92.3%	19	73.1%	25	96.2%	25	96.2%	20	76.9%	23	88.5%	12	46.2%
埼玉県	54	47	87.0%	27	50.0%	40	74.1%	49	90.7%	44	81.5%	36	66.7%	33	61.1%
千葉県	39	28	71.8%	22	56.4%	27	69.2%	36	92.3%	28	71.8%	25	64.1%	25	64.1%
東京都	43	37	86.0%	21	48.8%	37	86.0%	35	81.4%	25	58.1%	17	39.5%	22	51.2%
神奈川県	21	15	71.4%	6	28.6%	6	28.6%	21	100.0%	18	85.7%	8	38.1%	12	57.1%
新潟県	21	14	66.7%	10	47.6%	14	66.7%	20	95.2%	19	90.5%	11	52.4%	20	95.2%
富山県	14	13	92.9%	7	50.0%	10	71.4%	14	100.0%	12	85.7%	9	64.3%	7	50.0%
石川県	16	14	87.5%	3	18.8%	11	68.8%	16	100.0%	12	75.0%	12	75.0%	8	50.0%
福井県	13	13	100.0%	6	46.2%	12	92.3%	13	100.0%	13	100.0%	12	92.3%	11	84.6%
山梨県	22	18	81.8%	13	59.1%	18	81.8%	21	95.5%	20	90.9%	17	77.3%	9	40.9%
長野県	64	41	64.1%	39	60.9%	37	57.8%	61	95.3%	41	64.1%	41	64.1%	17	26.6%
岐阜県	42	36	85.7%	28	66.7%	28	66.7%	41	97.6%	35	83.3%	33	78.6%	14	33.3%
静岡県	33	21	63.6%	13	39.4%	17	51.5%	32	97.0%	33	100.0%	15	45.5%	14	42.4%
愛知県	47	32	68.1%	10	21.3%	25	53.2%	43	91.5%	42	89.4%	24	51.1%	27	57.4%
三重県	22	16	72.7%	13	59.1%	12	54.5%	20	90.9%	16	72.7%	16	72.7%	14	63.6%
滋賀県	19	10	52.6%	2	10.5%	6	31.6%	19	100.0%	9	47.4%	10	52.6%	15	78.9%
京都府	26	18	69.2%	11	42.3%	16	61.5%	26	100.0%	18	69.2%	19	73.1%	17	65.4%
大阪府	42	31	73.8%	14	33.3%	21	50.0%	36	85.7%	36	85.7%	31	73.8%	28	66.7%
兵庫県	37	18	48.6%	16	43.2%	14	37.8%	35	94.6%	33	89.2%	22	59.5%	20	54.1%
奈良県	23	16	69.6%	9	39.1%	9	39.1%	14	60.9%	12	52.2%	5	21.7%	8	34.8%
和歌山県	30	25	83.3%	19	63.3%	28	93.3%	29	96.7%	26	86.7%	25	83.3%	21	70.0%
鳥取県	12	4	33.3%	2	16.7%	5	41.7%	10	83.3%	10	83.3%	6	50.0%	9	75.0%
島根県	17	15	88.2%	15	88.2%	16	94.1%	16	94.1%	16	94.1%	14	82.4%	8	47.1%
岡山県	27	22	81.5%	21	77.8%	24	88.9%	23	85.2%	22	81.5%	18	66.7%	6	22.2%
広島県	23	18	78.3%	17	73.9%	15	65.2%	22	95.7%	18	78.3%	18	78.3%	14	60.9%
山口県	18	18	100.0%	14	77.8%	18	100.0%	18	100.0%	16	88.9%	14	77.8%	9	50.0%
徳島県	21	15	71.4%	14	66.7%	15	71.4%	21	100.0%	16	76.2%	16	76.2%	13	61.9%
香川県	17	13	76.5%	11	64.7%	12	70.6%	16	94.1%	13	76.5%	15	88.2%	12	70.6%
愛媛県	20	15	75.0%	12	60.0%	14	70.0%	19	95.0%	18	90.0%	11	55.0%	7	35.0%
高知県	34	34	100.0%	31	91.2%	34	100.0%	34	100.0%	33	97.1%	34	100.0%	24	70.6%
福岡県	60	34	56.7%	27	45.0%	31	51.7%	54	90.0%	47	78.3%	30	50.0%	30	50.0%
佐賀県	15	13	86.7%	14	93.3%	13	86.7%	15	100.0%	13	86.7%	12	80.0%	9	60.0%
長崎県	19	16	84.2%	17	89.5%	13	68.4%	19	100.0%	14	73.7%	17	89.5%	11	57.9%
熊本県	43	36	83.7%	34	79.1%	36	83.7%	40	93.0%	33	76.7%	36	83.7%	26	60.5%
大分県	18	16	88.9%	8	44.4%	9	50.0%	17	94.4%	11	61.1%	17	94.4%	8	44.4%
宮崎県	18	12	66.7%	15	83.3%	11	61.1%	17	94.4%	14	77.8%	16	88.9%	6	33.3%
鹿児島県	36	29	80.6%	27	75.0%	28	77.8%	30	83.3%	26	72.2%	22	61.1%	5	13.9%
沖縄県	36	17	47.2%	17	47.2%	14	38.9%	32	88.9%	22	61.1%	32	88.9%	14	38.9%
合計	1,460	1,134	77.7%	817	56.0%	986	67.5%	1,336	91.5%	1,104	75.6%	1,014	69.5%	763	52.3%

府政防第1279号
消防災第157号
平成28年12月6日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
(公 印 省 略)

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「避難行動要支援者名簿」の早急な作成等について

消防庁において、市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成等に係る取組状況の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

内閣府及び消防庁においては、これまでも避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の整備に係る各市町村の取組を推進してきました。本年4月の熊本地震や8月の台風第10号災害では、発災後の安否確認を行う際にも、名簿が有用だったとの声が聞かれています。

今般、消防庁が実施した調査では、前回調査した平成27年4月1日時点から作成状況が大きく改善していますが、未だに名簿の作成を完了していない市町村があります。

ついでには、下記の事項にご留意のうえ、名簿が作成できていない市町村における早期作成、平時からの名簿の提供等の促進について、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村に対し、下記事項を周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

1. 災害に備えた名簿の早期作成

平成26年4月1日に関係法令が施行され、名簿の作成が義務付けられてからすでに2年以上経過していることを踏まえ、年度内に作成予定と回答した市町村を含め、未作成の市町村は早急に名簿を作成すること。

2. 平常時における名簿情報の提供等

(1) 平常時から、市町村において、消防機関、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供するよう取り組むとともに、内閣府及び消防庁がこれまでに提供してきた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」等を十分活用し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の

実施につながるよう取り組むこと（（参考1）を参照）。

- (2) 平常時からの名簿情報の提供については、名簿情報を外部に提供できる旨を市町村の条例で別に定めている場合は、避難行動要支援者本人の同意を要しないこととされており、市町村の実情に応じ、こうした対応を検討すること（（参考2）を参照）。

(参考1) 防災基本計画（平成28年5月中央防災会議）

第2編 第1章 第6節 7（4）

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(参考2) 平常時の名簿提供を条例で規定している事例

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定（千葉県千葉市）】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定（長野県茅野市）】

実際の救出・救護活動に携わる警察、消防及び民生委員法において守秘義務が課されている民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）

第22条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

＜問い合わせ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
吉野補佐、中村主査付

TEL 03-3501-5191 FAX 03-3502-6034

消防庁国民保護・防災部防災課
田中災害対策官、和田係長

TEL 03-5253-7525 FAX 03-3502-7535